

第4回智頭町議会定例会会議録

令和元年12月13日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 諸般の報告
- 第 3. 議案第 88号 専決処分について
- 第 4. 議案第 89号 令和元年度智頭町一般会計補正予算（第5号）
- 第 5. 議案第 90号 令和元年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 6. 議案第 91号 令和元年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 7. 議案第 92号 令和元年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 8. 議案第 93号 令和元年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 9. 議案第 94号 令和元年度智頭町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第10. 議案第 95号 令和元年度智頭町病院事業会計補正予算（第2号）
- 第11. 議案第 96号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第12. 議案第 97号 智頭町旧小学校の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第13. 議案第 98号 智頭町部落差別の解消の推進に関する条例の制定について
- 第14. 議案第 99号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第15. 議案第100号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第16. 議案第101号 智頭町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について
- 第17. 議案第102号 智頭町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一

部改正について

- 第18. 議案第103号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第19. 議案第104号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第20. 陳情について
- 第21. 議会改革に関する調査特別委員会の中間報告について
- 第22. 閉会中の継続調査の申し出

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 諸般の報告
- 第 3. 議案第 88号 専決処分について
- 第 4. 議案第 89号 令和元年度智頭町一般会計補正予算（第5号）
- 第 5. 議案第 90号 令和元年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 6. 議案第 91号 令和元年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 7. 議案第 92号 令和元年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 8. 議案第 93号 令和元年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 9. 議案第 94号 令和元年度智頭町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第10. 議案第 95号 令和元年度智頭町病院事業会計補正予算（第2号）
- 第11. 議案第 96号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第12. 議案第 97号 智頭町旧小学校の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第13. 議案第 98号 智頭町部落差別の解消の推進に関する条例の制定について
- 第14. 議案第 99号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

- 第15. 議案第100号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第16. 議案第101号 智頭町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について
- 第17. 議案第102号 智頭町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第18. 議案第103号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第19. 議案第104号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第20. 陳情について
- 第21. 議会改革に関する調査特別委員会の中間報告について
- 第22. 閉会中の継続調査の申し出

1. 会議に出席した議員（11名）

2番 安道泰治	3番 國本誠一
4番 河村仁志	5番 高橋達也
6番 大藤克紀	7番 岩本富美男
8番 谷口雅人	9番 岸本眞一郎
10番 酒本敏興	11番 中野ゆかり
12番 大河原昭洋	

1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した説明員（16名）

町	長	寺谷誠一郎
副町	長	金児英夫
教育	長	長石彰祐
病院事業管理者		葉狩一樹
総務課	長	矢部整
企画課	長	酒本和昌
税務住民課	長	江口礼子
教育課	長	國岡厚志
地域整備課	長	迎山恵一

山 村 再 生 課 長	山 本 進
地 籍 調 査 課 長	岡 田 光 弘
福 祉 課 長	小 谷 い ず 美
会 計 課 長	國 政 昭 子
税 務 住 民 課 参 事 兼 水 道 課 長	藤 森 啓 次
総 務 課 参 事	福 安 教 男
病 院 事 務 部 長	矢 部 久 美 子

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事 務 局 長	柴 田 睦 子
書 記	松 田 絵 理

開 会 午 前 1 0 時 3 0 分

開 会 あ い さ つ

○議長（大河原昭洋） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（大河原昭洋） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番、安道泰治議員、3番、國本誠一議員を指名します。

日程第2. 諸般の報告

○議長（大河原昭洋） 日程第2、諸般の報告を行います。

お手元に配付のとおり、議員派遣及び委員会調査の結果報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

日程第3．議案第88号

○議長（大河原昭洋） 日程第3、議案第88号 専決処分についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第4．議案第89号

○議長（大河原昭洋） 日程第4、議案第89号 令和元年度智頭町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5．議案第90号

○議長（大河原昭洋） 日程第5、議案第90号 令和元年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第91号

○議長（大河原昭洋） 日程第6、議案第91号 令和元年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7．議案第92号

○議長（大河原昭洋） 日程第7、議案第92号 令和元年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8．議案第93号

○議長（大河原昭洋） 日程第8、議案第93号 令和元年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9．議案第94号

○議長（大河原昭洋） 日程第9、議案第94号 令和元年度智頭町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第95号

○議長(大河原昭洋) 日程第10、議案第95号 令和元年度智頭町病院事業
会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第96号

○議長(大河原昭洋) 日程第11、議案第96号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第97号

○議長(大河原昭洋) 日程第12、議案第97号 智頭町旧小学校の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第98号

○議長(大河原昭洋) 日程第13、議案第98号 智頭町部落差別の解消の推進に関する条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 14. 議案第 99 号

○議長（大河原昭洋） 日程第 14、議案第 99 号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 15. 議案第 100 号

○議長（大河原昭洋） 日程第 15、議案第 100 号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 16. 議案第 101 号

○議長（大河原昭洋） 日程第16、議案第101号 智頭町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17．議案第102号

○議長（大河原昭洋） 日程第17、議案第102号 智頭町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18．議案第103号

○議長（大河原昭洋） 日程第18、議案第103号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第19. 議案第104号

○議長(大河原昭洋) 日程第19、議案第104号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第20. 陳情について

○議長(大河原昭洋) 日程第20、陳情についてを議題とします。

12月6日の本会議において、所管の常任委員会に付託した陳情について、審査が終了した旨報告がありました。民生常任委員長に審査結果の報告を求めます。

4番、河村仁志議員。

○4番(河村仁志) 民生常任委員会における陳情についての審査結果を報告します。

12月6日に本会議において付託を受けた陳情について、12月11日に委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第24号 がけ崩れ対策に関する陳情は採択、陳情第25号 千代川水系「スガ谷川」の土石流防止対策の要望書は採択、陳情第26号 千代川水系「黒本川」の土石流防止対策の要望書は採択、陳情第27号 上市場（小宮山邸裏山）の土砂災害防止対策の要望書は採択、陳情第28号 町道分谷線の舗装修繕に関する要望書は採択、陳情第29号 町道分谷線の除雪に関する要望書は趣旨採択、陳情第30号 砂防堰堤新設に関する陳情書は採択すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大河原昭洋） 委員長報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

委員長報告は、陳情第24号は採択、陳情第25号は採択、陳情第26号は採択、陳情第27号は採択、陳情第28号は採択、陳情第29号は趣旨採択、陳情第30号は採択です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり決定しました。

日程第21．議会改革に関する調査特別委員会の中間報告について

○議長（大河原昭洋） 日程第21、議会改革に関する調査特別委員会の中間報

告についてを議題とします。

特別委員長より中間報告書が提出されています。議会改革に関する調査特別委員長に報告を求めます。

1 1 番、中野ゆかり議員。

○ 1 1 番（中野ゆかり） 議会改革に関する調査特別委員会における調査中間結果を報告します。

1、調査事件。平成29年の智頭町議会議員一般選挙において無投票となったことを踏まえ、今後の議会改革全般について調査・研究すること。

2、調査の経過。（1）委員会の開催。委員会19回、小委員会15回の計34回開催。（2）委員会による研修会参加。岡山市で開催の自治体ICT推進セミナーに参加。（3）学識経験者との懇談会。山梨学院大学江藤俊昭教授を招いて開催。（4）先進地視察調査。タブレットの導入関係について、岡山県鏡野町議会を視察。

3、調査・研究の結果。（1）無投票の防止、立候補しやすい方策。町民アンケートを行った結果、444人から回答が得られ、無投票になった原因は「議会・議員に魅力がない」、立候補しにくい理由は「現在の仕事との両立が困難」が最多であり、自由意見では「議員の資質」に対して厳しい意見が多かった。

議員報酬。議員の定数減に伴う職務量の増加や社会的背景から判断し、議員のなり手不足の大きな要因と認識している。一方で議員の意見は、増額と据え置きが拮抗していたため、第三者による公平な判断を期するため、議会の要請に基づき執行機関において報酬等に関する審議会が設置され、審議継続中である。

政務活動費の制度化。報酬等審議会の審議結果を踏まえて、調査・研究を継続する。

議員定数。議員の意見は、削減と現状維持が拮抗していたため、報酬等審議会の審議結果を踏まえ調査・研究を継続する。

選挙制度改正の要望。公職選挙法に基づき県議会議員と市議会議員は、条例により選挙運動用自動車と掲示場用ポスターについて公費負担が可能となっているが、町村議会議員は対象とされていない現状から、議員を志す多様な人材を幅広い層から確保するため、鳥取県東部町議会議長会、鳥取県町村議会議長会を通じて国へ要望を行い、今後の動向を注視する。

（2）議会活動の改善の方策。議会選出監査委員の存廃。①従来、守秘義務の

範囲を漠然と広義に捉えていたが、智頭町情報公開条例の不開示情報に該当しない内容は守秘義務から除外されると思料されることから、必要に応じて執行機関と順次協議の上明確化し、対応していく。②廃止の要否については、東部町議会議長会との議論を経た上で判断すべきではないか。③疑問点がある事業等の監査提言、決算特別委員会に出席を求めている質問のほか、監査委員の活用が重要。

以上の3点から、議会選出監査委員は継続することとした。

議員のあて職解消。智頭町土地開発公社の理事に議員の4人があて職で就任しているため、執行機関と協議を行った結果、直ちに全員の解消は不都合があることから、まずは議長、副議長の就任にとどめ、今後廃止する方向で対応することとなった。

タブレット導入。議会資料の省力化と議会審議の効率化に向け、研修会の参加や先進議会の視察調査等を実施したが、議員の守秘義務への対応、費用対効果、その他諸課題について、議会運営委員会へ所管を戻し、調査・研究を継続する。

常任委員会の活性化。委員会の開催日について、必要の都度日程調整を行うことが不効率であったため、総務常任委員会を毎月第3火曜日、民生常任委員会を毎月第2火曜日に定例化した。議員間討議については、議員個々で疑義や課題のある事項について理解度の向上や課題の明確化に資するよう、一層推進することとした。町内関係機関等との意見交換については、実情を把握し課題解決に資するよう一層行うこととした。委員会を代表する一般質問については、委員会の所管事務に関する事項について、通常的一般質問とは別に質問できることの有益性を、先進地の事例をもとに議会運営委員会へ所管を戻し、調査・研究を継続する。

長期欠席時の報酬のあり方。議員活動ができない期間が90日を超えた場合において減額する条例「智頭町長期欠席議員の議員報酬等の特例に関する条例」を特別委員会発議で制定した。

傍聴環境の改善。写真撮影の禁止を除外することとし、智頭町議会傍聴規則の一部を改正した。タブレットを導入した場合の資料提供、飲料水の持ち込みについては、議会運営委員会へ所管を戻し、調査・研究を継続する。

視察、研修等報告書の改善。所管委員会の正副委員長が作成していたが、より適正を期するため、議員がそれぞれ所感等を整理し、それをもとに正副委員長が作成することとした。

議会モニターの制度化。町民の意見をもとに議会活動の改善に資するよう制度

化を検討するものであるが、本町議会では議会広報モニター制度を開始しており、モニターからは議会や町政に関する意見も相当数寄せられているため、先進地を視察した議会運営委員会に所管を戻し、調査・研究を継続する。

また、委員会の調査過程における委員会開催等の経過、町民アンケートの結果、議員報酬・定数に関する智頭町議会議員の意見要旨について、報告書の5ページから15ページに記載しております。

以上で、報告を終わります。

○議長（大河原昭洋） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

これで、議会改革に関する調査特別委員会の中間報告を終わります。

日程第22．閉会中の継続調査の申し出について

○議長（大河原昭洋） 日程第22、閉会中の継続調査の申し出を議題とします。

総務常任委員会、民生常任委員会、議会広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出が出されております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の会議は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第4回智頭町議会定例会を閉会します。

閉 会 午前10時55分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和元年12月13日

智頭町議会議長 大河原 昭 洋

智頭町議会議員 安 道 泰 治

智頭町議会議員 國 本 誠 一